

滋賀県史のあり方検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 新しい滋賀県史(以下「県史」という。)の編さんを円滑かつ効果的に行うために必要な事項を定めた「滋賀県史編さん大綱」を策定するに当たり、有識者から意見を聴取し検討を行うため、滋賀県史のあり方検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新たな滋賀県史のあり方についての意見・助言
- (2) 県史の対象とする年代や編さん期間、編さん組織等についての意見・助言
- (3) その他、県史編さんの推進等に向けて必要と認められること。

(組織)

第3条 懇話会は別表に掲げる委員で構成する。

- 2 懇話会に会長を置き、会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。
- 4 会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、総合企画部長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、総合企画部長が必要と認めた議題については、非公開とすることができる。
- 3 総合企画部長が必要と認めたときは、庁内外の関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、滋賀県立公文書館において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、総合企画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、滋賀県史編さん大綱の策定の日をもって、その効力を失う。

別 表

滋賀県史のあり方検討懇話会委員

氏 名	役 職 等
伊 藤 之 雄	京都大学名誉教授
上 田 和 子	滋賀県農業協同組合中央会女性協議会会長
香 川 雄 一	滋賀県立大学環境科学部教授
加 藤 幸 江	(公募委員)
川 村 美津子	認定特定非営利活動法人つどい理事長
久保田 真 也	株式会社滋賀銀行代表取締役専務
小 林 丈 広	同志社大学文学部教授
坂 根 嘉 弘	広島修道大学商学部教授
田 中 智 子	京都大学大学院教育学研究科教授
松 田 規久子	株式会社京都新聞社編集局文化部長
森 裕 城	同志社大学法学部教授
森 靖 夫	同志社大学法学部教授

(敬称略、50音順)